

議案第79号 説明資料

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正趣旨

会計年度任用職員に係る勤務時間、休暇等の勤務条件については、新地方公務員法が適用され、条例又はその委任を受けた規則等で明確に定める必要があります。このことから、会計年度任用職員に係る規定を追加するため、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正します。

2 改正概要

(1) 勤務時間

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分に満たない範囲と規定する。

(フルタイム会計年度任用職員は常勤の職員と同じ週38時間45分)

(2) 休暇

- ① 有給休暇 年次休暇、病気（私傷病）、公民権行使、官公署出頭、結婚、忌引、夏季、住居滅失等、災害事故、災害時退勤、妊婦の休息又は補食
- ② 無給休暇 病気（公務上）、骨髄移植、妊娠出産後通院、妊娠障害、産前、産後、育児、生理、育児参加、子の看護、短期介護、介護、介護時間

条文	項目	内容
第2条	1週間の勤務時間	パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の規定を追加 (フルタイム会計年度任用職員は常勤の職員と同じ)
第3条、第4条	週休日及び勤務時間の割振り	パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の割振りの規定を追加 (フルタイム会計年度任用職員は常勤の職員と同じ)
第13条	病気休暇	会計年度任用職員の公務上の負傷等による病気休暇については、無給とする規定を追加
第14条	特別休暇	会計年度任用職員の特別休暇のうち無給とするものについては、規則で定める旨を追加
第15条～第16条	介護休暇、介護時間、組合休暇	勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する規定を追加

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>5 任命権者は、勤務の特殊性により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、町長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週</p>	<p>6 任命権者は、勤務の特殊性により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、町長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員</u>にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>間当たり 1 日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第 7 条の 2 任命権者は、幕別町職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 3 号) 第 11 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第 10 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第 11 条 <u>職員の休暇</u>は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</p> <p>第 12 条 略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第 13 条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>(特別休暇)</p>	<p>児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第 7 条の 2 任命権者は、幕別町職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 3 号。<u>以下「給与条例」という。</u>) 第 11 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第 10 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第 11 条 <u>休暇の種類</u>は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</p> <p>第 12 条 略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第 13 条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。<u>この場合において、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の公務上の負傷等による病気休暇については、無給とする。</u></p> <p>(特別休暇)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第14条 特別休暇は、結婚、出産その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第16条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。</p> <p>第17条及び第18条 略</p>	<p>第14条 特別休暇は、結婚、出産その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。<u>この場合において、会計年度任用職員の特別休暇のうち無給とするものについては、規則で定める。</u></p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 <u>2 介護休暇については、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 <u>2 介護時間については、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>（組合休暇）</p> <p>第16条 組合休暇は、職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。 <u>2 組合休暇については、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>第17条及び第18条 略</p>